

みまもりエンディング サポート事業

事前に・準備

入院時の支援

緊急連絡先になつてくれる人がいない！
急な入院・退院手続き準備、支払いはどう？

備えて・あしん

死後の葬儀
・家財処分

大事な書類を家に置いておくことが不安
葬儀のこと、死後支払いで迷惑をかけたくない

本事業主体は、社会福祉法人相模原市
社会福祉協議会です。

相模原市社会福祉協議会は、社会福祉法
に位置づけられた公共性・公益性の高い
民間の組織です。

「みんなで支えあい 地域の力が育む
人にやさしいまち さがみはら」の実現を
目指し、活動しています。



社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会

1 みまもりエンディングサポート事業とは？

身寄りがなく単身で生活する高齢の方が入院や入所する際の、お手伝いやお亡くなりになった場合の葬儀の手配などを通じて、地域で安心して生活し続けられるよう、預託金をお預かりしサポートする事業です。



2 利用できる対象の方は？

※あてはまるものにを入れてみましょう。

① 年 齢

70 歳以上



② 居 住 地

住民票を相模原市内に置き、実際に相模原市に居住している



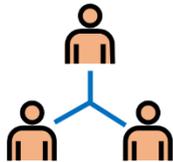
③ 世 帯 構 成

原則 単身世帯



④ 子・孫の有無

子ども、または孫がない (注1)



⑤ 契 約 能 力

契約内容を理解できる



⑥ 資 産

居住用不動産を除く資産が3,000万円以下



⑦ 収 入

- ・住民税が非課税、または課税総所得額160万円以下 (注2)
- ・不動産収入がない



⑧ 負 債

負債がない(住宅ローンを除く)



⑨ 預 託 金

入院費等の預託金や事前に見積りした葬儀費、家財残置物処分費等の預託金を収めることができる方 (注3)



(注1) 子どもまたは孫がいても、何らかの事情により子どもまたは孫が入院入所の支援ができない、葬儀を行うことができない場合には対象となる場合もあります。

(注2) 生活保護世帯は対象外となります。また「課税総所得額 160 万円以下」とは、世帯の状況によっても異なりますが、おおむね月二十数万円程度の収入がある方となります。

(注3) 預託金の額は「3 サービスの種類」の利用料等をご参照ください。

3 サービスの種類

(A、Bのいずれか、または両方を選択)

A. 入退院等支援サービス

- ・入退院説明時の同席、主治医への情報提供や契約の立会い
- ・緊急に入院した際の指定された知人、関係者への連絡、必要物品のお届け
- ・預託金による入院費用の支払等

【年度会費】

12,000円 (注4)

B. 死後事務支援

- ・計画書に基づいた葬儀、火葬、納骨の手配
- ・自宅が賃貸物件の場合の家財処分
- ・死後の事務手続き
 - ア.官公庁等での手続
 - イ.公共サービスに関する手続
 - ウ.賃貸住宅等に関する手続の支払等

みまもりサービス

- ・定期的な訪問と電話による見守り
- ・日常生活の相談、情報提供及び助言

※AまたはBの支援に付随するサービスです。

【預託金】

50万円

(注6)

【預託金】

→次の①～③の合計

- ①「葬儀・埋葬」の経費
- ②「家財残置物処分」の経費
- ③事務経費10万円

(注6)

【利用料金】

入退院時支援 3,000円/回

入所・転院時支援 6,000円/回

(注5)

【利用料金】

家財処分見積額を

除いた預託金の1割

(オプション)

書類等預かりサービス

AまたはBを利用する方でご希望する場合に利用できます。

(保管できる書類等)

年金証書、年金手帳、保険証書、預貯金等の通帳、証書、キャッシュカード、土地家屋権利証、はんこ、印鑑登録証 等

【利用料金】

1,000円/月 (注7)



(オプション)

賃貸物件居住支援サービス

Bを利用する方で、賃貸物件に入居している場合に、以下の対応をします。

- ・入居手続き、更新手続きの同席
- ・賃貸借契約に伴う緊急連絡先の登録
- ・安否確認等の連絡先への対応

【利用料金】

3,000円/回 (注5)

(注4) 年度会費は前納です。10月以降に契約の場合、初回の年度会費は一律6,000円となります。なお、年度会費以外の利用料は、毎月月末締め翌月払いとなります。

(注5) 平日9時～17時以外の時間及び土・日祝日における利用料は、別途加算された金額となります。また市外への出張を伴う支援の場合、あじさい会館を起点とする公共交通機関の料金実費が加算されます。

(注6) 預託金は一括でのお預かりとなります。

(注7) 当該月に1日でもお預かりがあれば1か月分の料金となります。

4 ご利用までの流れ

① 相談受付

支援を希望される方は、相模原市社会福祉協議会(市社協)に連絡をしてください。
事業内容の説明を理解し、手続きを進めたい方には、申込書を送付します。

② 支援内容の検討

申込書に必要事項を記入後、市社協に連絡してください。
面接日を設定します。
個々の希望や状況に応じて、支援の方針やサービス内容を検討します。

③ 引渡人の指定

相続人に該当する方を「引渡人」として指定していただき、引渡人から同意書を提出していただく必要があります。

※引渡人の指定ができない場合は、公正証書遺言の作成が必要です。(別途費用がかかります)

④ 契約準備

死後事務支援を利用される方には、「葬儀・埋葬」の経費、「家財残置物処分」の経費の見積もりを取り寄せることになります。

⑤ 契約

最終的に必要な手続きや確認が完了したら、市社協と契約します。

⑥ 預託金の振込

支援サービスの開始には預託金が必要となります。
市社協が指定する口座に振り込みをお願いします。



【お問合せ】

社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会
さがみはら成年後見・あんしんセンター

〒252-0236

相模原市中央区富士見 6 丁目 1 番 20 号 あじさい会館 2 階

電話:042-756-5034 FAX:042-759-4382